

長浜市、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町および西浅井町の
合併に伴う関係条例の整備に関する条例案要綱

1 制定の理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条の規定に基づき、長浜市、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町および西浅井町が合併することに伴い、県の条例で規定している東浅井郡および伊香郡または合併関係町の名称ならびに虎姫町および木之本町に所在する県立施設の設置場所について必要な整備を行うとともに、滋賀県知事の権限に属する事務のうち合併関係町が処理することとされている事務について必要な整備を行うため、長浜市、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町および西浅井町の合併に伴う関係条例の整備に関する条例を制定しようとするものです。

2 概要

(1) 以下の条例において定めている東浅井郡および伊香郡または合併関係町の名称を「長浜市」に改めます。（第1条、第3条、第5条、第6条、第9条、第10条関係）

- ・滋賀県行政機関設置条例
- ・滋賀県職員等の給与に関する条例
- ・滋賀県琵琶湖流域下水道条例
- ・滋賀県公立学校職員の給与に関する条例
- ・滋賀県警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例
- ・滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

(2) 以下の条例において定めている虎姫町および木之本町に所在する施設の設置場所について必要な整備を行うこととします。（第4条、第7条、第8条関係）

- ・滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例
- ・滋賀県立学校の設置および管理に関する条例
- ・滋賀県虎御前山教育キャンプ場の設置および管理に関する条例

(3) 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例において定めている合併関係町が処理することとされている事務について必要な整備を行うこととします。

（第2条関係）

(4) その他

ア この条例は、平成22年1月1日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。

長浜市、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町および西浅井町の合併に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表

旧	新																								
滋賀県行政機関設置条例																									
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第156条第1項および第2項の規定に基づき、行政機関(警察署を除く。以下同じ。)の設置ならびに名称、位置および所管区域について定めることを目的とする。</p> <p>(環境・総合事務所)</p> <p>第2条 防災、環境保全ならびに所管区域内の行政機関およびその他の機関の総合調整等に関する事務を分掌させるため、環境・総合事務所を設置する。</p> <p>2 環境・総合事務所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">滋賀県湖北環境・総合事務所</td> <td style="text-align: center;">長浜市</td> <td style="text-align: center;">長浜市、米原市、東浅井郡および伊香郡</td> </tr> </tbody> </table> <p>(県税事務所)</p> <p>第3条 県税の賦課徴収等に関する事務を分掌させるため、県税事務所を設置する。</p> <p>2 県税事務所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">滋賀県東北部県税事務所</td> <td style="text-align: center;">長浜市</td> <td style="text-align: center;">彦根市、長浜市、米原市、愛知郡、犬上郡、東浅井郡および伊香郡</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条および第5条 略</p> <p>(森林整備事務所)</p> <p>第6条 森林および林業に関する事務を分掌させるため、森林整備事務所を設置する。</p> <p>2 森林整備事務所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。</p>	名称	位置	所管区域	滋賀県湖北環境・総合事務所	長浜市	長浜市、米原市、東浅井郡および伊香郡	名称	位置	所管区域	滋賀県東北部県税事務所	長浜市	彦根市、長浜市、米原市、愛知郡、犬上郡、東浅井郡および伊香郡	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第156条第1項および第2項の規定に基づき、行政機関(警察署を除く。以下同じ。)の設置ならびに名称、位置および所管区域について定めることを目的とする。</p> <p>(環境・総合事務所)</p> <p>第2条 防災、環境保全ならびに所管区域内の行政機関およびその他の機関の総合調整等に関する事務を分掌させるため、環境・総合事務所を設置する。</p> <p>2 環境・総合事務所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">滋賀県湖北環境・総合事務所</td> <td style="text-align: center;">長浜市</td> <td style="text-align: center;">長浜市および米原市</td> </tr> </tbody> </table> <p>(県税事務所)</p> <p>第3条 県税の賦課徴収等に関する事務を分掌させるため、県税事務所を設置する。</p> <p>2 県税事務所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">滋賀県東北部県税事務所</td> <td style="text-align: center;">長浜市</td> <td style="text-align: center;">彦根市、長浜市、米原市、愛知郡および犬上郡</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条および第5条 略</p> <p>(森林整備事務所)</p> <p>第6条 森林および林業に関する事務を分掌させるため、森林整備事務所を設置する。</p> <p>2 森林整備事務所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。</p>	名称	位置	所管区域	滋賀県湖北環境・総合事務所	長浜市	長浜市および米原市	名称	位置	所管区域	滋賀県東北部県税事務所	長浜市	彦根市、長浜市、米原市、愛知郡および犬上郡
名称	位置	所管区域																							
滋賀県湖北環境・総合事務所	長浜市	長浜市、米原市、東浅井郡および伊香郡																							
名称	位置	所管区域																							
滋賀県東北部県税事務所	長浜市	彦根市、長浜市、米原市、愛知郡、犬上郡、東浅井郡および伊香郡																							
名称	位置	所管区域																							
滋賀県湖北環境・総合事務所	長浜市	長浜市および米原市																							
名称	位置	所管区域																							
滋賀県東北部県税事務所	長浜市	彦根市、長浜市、米原市、愛知郡および犬上郡																							

名称	位置	所管区域
滋賀県湖北森林整備事務所	長浜市	長浜市、米原市、東浅井郡 および伊香郡

(健康福祉事務所)

第7条 保健および福祉に関する事務を分掌させるため、健康福祉事務所を設置する。

2 健康福祉事務所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
滋賀県湖北健康福祉事務所	長浜市	長浜市、米原市、東浅井郡 および伊香郡

3 健康福祉事務所のうち、滋賀県東近江健康福祉事務所、滋賀県湖東健康福祉事務所および滋賀県湖北健康福祉事務所は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項の規定に基づく福祉に関する事務所とする。この場合において、これらの健康福祉事務所の同条第5項に規定する事務に係る所管区域は、前項の規定にかかわらず、同項の表の所管区域の欄に掲げる区域から市の区域を除いた区域とする。

(保健所)

第8条 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づき、保健所を設置する。

2 保健所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
滋賀県長浜保健所	長浜市	長浜市、米原市、東浅井郡 および伊香郡

第9条～第11条 略

(子ども家庭相談センター)

第12条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項および売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項の規定に基づき、子ども家庭相談センターを設置する。

2 子ども家庭相談センターの名称、位置および所管区域は、次のとおりと

名称	位置	所管区域
滋賀県湖北森林整備事務所	長浜市	長浜市および米原市

(健康福祉事務所)

第7条 保健および福祉に関する事務を分掌させるため、健康福祉事務所を設置する。

2 健康福祉事務所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
滋賀県湖北健康福祉事務所	長浜市	長浜市および米原市

3 健康福祉事務所のうち、滋賀県東近江健康福祉事務所および滋賀県湖東健康福祉事務所は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項の規定に基づく福祉に関する事務所とする。この場合において、これらの健康福祉事務所の同条第5項に規定する事務に係る所管区域は、前項の規定にかかわらず、同項の表の所管区域の欄に掲げる区域から市の区域を除いた区域とする。

(保健所)

第8条 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づき、保健所を設置する。

2 保健所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
滋賀県長浜保健所	長浜市	長浜市および米原市

第9条～第11条 略

(子ども家庭相談センター)

第12条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項および売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項の規定に基づき、子ども家庭相談センターを設置する。

2 子ども家庭相談センターの名称、位置および所管区域は、次のとおりと

する。

名称	位置	所管区域
滋賀県彦根子ども家庭相談センター	彦根市	彦根市、長浜市、近江八幡市、東近江市、米原市、蒲生郡、愛知郡、犬上郡、東浅井郡および伊香郡

3 県内における売春防止法第36条に規定する施設の業務は、滋賀県中央子ども家庭相談センターが行うものとする。

第13条 略

(農業農村振興事務所)

第14条 農業、農村振興等に関する事務を分掌させるため、農業農村振興事務所を設置する。

2 農業農村振興事務所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
滋賀県湖北農業農村振興事務所	長浜市	長浜市、米原市、東浅井郡および伊香郡

第15条および第16条 略

(土木事務所)

第17条 土木に関する事務を分掌させるため、土木事務所を設置する。

2 土木事務所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
滋賀県長浜土木事務所	長浜市	長浜市、米原市および東浅井郡
滋賀県木之本土木事務所	伊香郡木之本町	伊香郡

第18条および第19条 略

する。

名称	位置	所管区域
滋賀県彦根子ども家庭相談センター	彦根市	彦根市、長浜市、近江八幡市、東近江市、米原市、蒲生郡、愛知郡および犬上郡

3 県内における売春防止法第36条に規定する施設の業務は、滋賀県中央子ども家庭相談センターが行うものとする。

第13条 略

(農業農村振興事務所)

第14条 農業、農村振興等に関する事務を分掌させるため、農業農村振興事務所を設置する。

2 農業農村振興事務所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
滋賀県湖北農業農村振興事務所	長浜市	長浜市および米原市

第15条および第16条 略

(土木事務所)

第17条 土木に関する事務を分掌させるため、土木事務所を設置する。

2 土木事務所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
滋賀県長浜土木事務所	長浜市	長浜市(平成21年12月31日現在における伊香郡の区域を除く。)および米原市
滋賀県木之本土木事務所	長浜市	長浜市(平成21年12月31日現在における伊香郡の区域に限る。)

第18条および第19条 略

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、滋賀県知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(市町が処理する事務の範囲等)

第2条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。

(経過措置)

第3条 この条例の規定に基づき規則を制定し、または改廃する場合には、その規則で、その制定または改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

別表(第2条関係)

(1)~(11) 略	
(12) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による通知の交付	市、安土町、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町および湖北町
(13)~(15)の3 略	
(16) 森林法(昭和26年法律第249号)に基づく事務のうち、次に掲げる事務(伐採しようとする立木に係る森林の所在場所が2以上の市町の区域にわたるものを除く。) ア~キ 略	市(栗東市を除く。)、安土町、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町、虎姫町および湖

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、滋賀県知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(市町が処理する事務の範囲等)

第2条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。

(経過措置)

第3条 この条例の規定に基づき規則を制定し、または改廃する場合には、その規則で、その制定または改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

別表(第2条関係)

(1)~(11) 略	
(12) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による通知の交付	市町
(13)~(15)の3 略	
(16) 森林法(昭和26年法律第249号)に基づく事務のうち、次に掲げる事務(伐採しようとする立木に係る森林の所在場所が2以上の市町の区域にわたるものを除く。) ア~キ 略	市町(栗東市を除く。)

	北町
(17) 略	
(18) 農地法(昭和27年法律第229号)、農地法施行令(昭和27年政令第445号)および農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア~サ 略	市、愛荘町、甲良町、多賀町、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町および西浅井町
(19)~(19)の2 略	
(20) ガス事業法(昭和29年法律第51号)に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア~ウ 略	市(栗東市を除く。)、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町および湖北町
(21)~(24) 略	
(25) 租税特別措置法および同法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア~イ 略	高島市および町(余呉町および西浅井町を除く。)
(26)~(27) 略	
(28) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号。以下この項において「改正法」という。) 附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第1条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この項において「旧法」という。)	高島市および町(余呉町および西浅井町を除く。)

(17) 略	
(18) 農地法(昭和27年法律第229号)、農地法施行令(昭和27年政令第445号)および農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア~サ 略	市、愛荘町、甲良町および多賀町
(19)~(19)の2 略	
(20) ガス事業法(昭和29年法律第51号)に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア~ウ 略	市(栗東市を除く。) および町(安土町、日野町および竜王町を除く。)
(21)~(24) 略	
(25) 租税特別措置法および同法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア~イ 略	高島市および町
(26)~(27) 略	
(28) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号。以下この項において「改正法」という。) 附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第1条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この項において「旧法」という。)	高島市および町

第63条の2第3項第1号および改正法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第63条の2第3項第1号の規定による優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定および証明に係る申請の受付	
(29)～(30) 略	
(31) 水道法（昭和32年法律第177号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ケ 略	市（大津市を除く。）、 <u>愛荘町</u> および <u>虎姫町</u>
(32) 水道法に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ウ 略	市（大津市を除く。）、 <u>日野町</u> 、 <u>愛荘町</u> および <u>虎姫町</u>
(32)の2～(33) 略	
(34) 電気用品安全法（昭和36年法律第234号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ウ 略	市（栗東市を除く。）、 <u>愛荘町</u> 、 <u>豊郷町</u> 、 <u>甲良町</u> 、 <u>多賀町</u> および <u>湖北町</u>
(35)～(41) 略	
(42) 母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ウ 略	市町（大津市、 <u>長浜市</u> および <u>近江八幡市</u> を除く。）

第63条の2第3項第1号および改正法附則第20条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第63条の2第3項第1号の規定による優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定および証明に係る申請の受付	
(29)～(30) 略	
(31) 水道法（昭和32年法律第177号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ケ 略	市（大津市を除く。）および <u>愛荘町</u>
(32) 水道法に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ウ 略	市（大津市を除く。）、 <u>日野町</u> および <u>愛荘町</u>
(32)の2～(33) 略	
(34) 電気用品安全法（昭和36年法律第234号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ウ 略	市（栗東市を除く。）および <u>町</u> （ <u>安土町</u> 、 <u>日野町</u> および <u>竜王町</u> を除く。）
(35)～(41) 略	
(42) 母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（ <u>長浜市の区域に係るもの</u> にあつては、平成21年12月31日現在における同市の <u>区域に係るものを除く。</u> ） ア～ウ 略	市町（大津市および <u>近江八幡市</u> を除く。）

(43) ~ (44)の2 略	
(45) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和41年法律第126号。以下この項において「法」という。)および入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による不動産登記に関する政令(昭和42年政令第27号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務(入会林野整備の対象とする入会林野が2以上の市町の区域にわたるものを除く。) ア~テ 略	市(栗東市を除く。)、安土町、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町および湖北町
(45)の2 略	
(46) 騒音規制法(昭和43年法律第98号。以下この項において「法」という。)、騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成12年総理府令第15号。以下この項において「府令」という。)および特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省・建設省告示第1号。以下この項において「告示」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア~ケ 略	市(大津市および近江八幡市を除く。)、日野町、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町
(47) ~ (49) 略	
(50) 都市計画法および同法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア~ウ 略	高島市および町(余呉町および西浅井町を除く。)
(51) ~ (52)の2 略	
(53) 悪臭防止法(昭和46年法律第91号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲	市(大津市および近江八

(43) ~ (44)の2 略	
(45) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和41年法律第126号。以下この項において「法」という。)および入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による不動産登記に関する政令(昭和42年政令第27号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務(入会林野整備の対象とする入会林野が2以上の市町の区域にわたるものを除く。) ア~テ 略	市町(栗東市を除く。)
(45)の2 略	
(46) 騒音規制法(昭和43年法律第98号。以下この項において「法」という。)、騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成12年総理府令第15号。以下この項において「府令」という。)および特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省・建設省告示第1号。以下この項において「告示」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア~ケ 略	市(大津市および近江八幡市を除く。) および町(安土町および竜王町を除く。)
(47) ~ (49) 略	
(50) 都市計画法および同法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア~ウ 略	高島市および町
(51) ~ (52)の2 略	
(53) 悪臭防止法(昭和46年法律第91号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲	市(大津市および近江八

<p>げる事務 ア～オ 略</p>	<p>幡市を除く。)、日野町、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町</p>
<p>(54)～(54)の2 略</p>	
<p>(55) 動物の愛護及び管理に関する法律(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～イ 略</p>	<p>市(近江八幡市を除く。) および町(安土町、竜王町および西浅井町を除く。)</p>
<p>(55)の2 動物の愛護及び管理に関する法律(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～イ 略</p>	<p>市(大津市および近江八幡市を除く。) および町(安土町、竜王町および西浅井町を除く。)</p>
<p>(56) 振動規制法(昭和51年法律第64号。以下この項において「法」という。)および振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号。以下この項において「府令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ク 略</p>	<p>市(大津市および近江八幡市を除く。)、日野町、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町</p>

<p>げる事務 ア～オ 略</p>	<p>幡市を除く。) および町(安土町および竜王町を除く。)</p>
<p>(54)～(54)の2 略</p>	
<p>(55) 動物の愛護及び管理に関する法律(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～イ 略</p>	<p>市町(近江八幡市、安土町および竜王町を除く。)</p>
<p>(55)の2 動物の愛護及び管理に関する法律(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～イ 略</p>	<p>市(大津市および近江八幡市を除く。) および町(安土町および竜王町を除く。)</p>
<p>(56) 振動規制法(昭和51年法律第64号。以下この項において「法」という。)および振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号。以下この項において「府令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ク 略</p>	<p>市(大津市および近江八幡市を除く。) および町(安土町および竜王町を除く。)</p>

	賀町
(57) 森林組合法(昭和53年法律第36号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務(2以上の市町の区域にわたる区域を地区とする生産森林組合に係るものを除く。) ア～ヒ 略	市(大津市および栗東市を除く。)、 安土町、日野町、竜王町、 愛荘町、豊郷町、甲良町、 多賀町、虎姫町および湖北町
(58)～(59)の3 略	
(60) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。)および鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。)ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～エ 略	長浜市、草津市、甲賀市、 野洲市、湖南市、高島市、 東近江市、米原市および 日野町、 愛荘町および虎姫町を除く。)
(61) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(以下この項において「法」という。)および鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(以下この項において「省令」という。)ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務	大津市、彦根市、近江八幡市、守山市、 日野町、愛荘町および虎姫町

(57) 森林組合法(昭和53年法律第36号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務(2以上の市町の区域にわたる区域を地区とする生産森林組合に係るものを除く。) ア～ヒ 略	市町(大津市および栗東市を除く。)
(58)～(59)の3 略	
(60) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。)および鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。)ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～エ 略	長浜市、草津市、甲賀市、 野洲市、湖南市、高島市、 東近江市、米原市および 日野町および愛荘町を除く。)
(61) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(以下この項において「法」という。)および鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(以下この項において「省令」という。)ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務	大津市、彦根市、近江八幡市、守山市、 日野町および愛荘町

ア～エ 略	
(61)の2～(66) 略	
(67) 滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年滋賀県条例第24号。以下この項において「条例」という。)および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務	安土町、多賀町および虎姫町
ア～イ 略	
(68)～(75) 略	

ア～エ 略	
(61)の2～(66) 略	
(67) 滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年滋賀県条例第24号。以下この項において「条例」という。)および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務	安土町および多賀町
ア～イ 略	
(68)～(75) 略	

滋賀県職員等の給与に関する条例

第1条から第21条まで 略

(寒冷地手当)

第22条 毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)において次に掲げる職員のいずれかに該当する職員に対しては、寒冷地手当を支給する。

(1) 余呉町の区域(平成16年12月1日現在における区域をいう。)に在勤する職員

(2) 略

2および3 略

第22条の2から第28条まで 略

付 則

第1項から第15項まで 略

別表(第2条の2関係)
大津市朝日が丘一丁目

(寒冷地手当)

第22条 毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)において次に掲げる職員のいずれかに該当する職員に対しては、寒冷地手当を支給する。

(1) 長浜市の区域(平成16年12月1日現在における余呉町の区域に限る。)に在勤する職員

(2) 略

2および3 略

第22条の2から第28条まで 略

付 則

第1項から第15項まで 略

別表(第2条の2関係)
大津市朝日が丘一丁目

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例

(省略)
長浜市殿町
近江八幡市西本郷町
 (省略)
東近江市今町
伊香郡木之本町大字木之本
伊香郡木之本町大字黒田

(省略)
長浜市殿町
長浜市木之本町木之本
長浜市木之本町黒田
近江八幡市西本郷町
 (省略)
東近江市今町

滋賀県琵琶湖流域下水道条例

第1条から第15条まで 省略

第1条から第15条まで 省略

付則 省略

付則 省略

別表第1 (第2条関係)

別表第1 (第2条関係)

流域下水道の処理区	市町
湖南中部処理区	大津市 近江八幡市 草津市 守山市 栗東市 甲賀市 野洲市 湖南市 東近江市 安土町 日野町 竜王町
湖西処理区	大津市
東北部処理区	彦根市 長浜市 米原市 愛荘町 豊郷町 甲 良町 <u>多賀町</u> 虎姫町 湖北町 高月町 木之 本町
高島処理区	高島市

流域下水道の処理区	市町
湖南中部処理区	大津市 近江八幡市 草津市 守山市 栗東市 甲賀市 野洲市 湖南市 東近江市 安土町 日野町 竜王町
湖西処理区	大津市
東北部処理区	彦根市 長浜市 米原市 愛荘町 豊郷町 甲 良町 <u>多賀町</u>
高島処理区	高島市

別表第2 省略

別表第2 省略

滋賀県公立学校職員の給与に関する条例

第1条から第18条まで 略

(寒冷地手当)

第19条 毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)において次に掲げる職員のいずれかに該当する職員に対しては、寒冷地手当を支給する。

(1) 余呉町の区域(平成16年12月1日現在における区域をいう。)に在勤する職員

(2) 略

2 および 3 略

第19条の2から第25条まで 略

付 則

第1項から第14項まで 略

滋賀県立学校の設置および管理に関する条例

本則および付則 省略

別表第1 省略

別表第2 高等学校の名称および位置(第3条関係)

名 称	位 置
略	
滋賀県立長浜北高等学校	長浜市山階町
滋賀県立長浜農業高等学校	長浜市名越町
滋賀県立長浜北星高等学校	長浜市地福寺町
滋賀県立八幡高等学校	近江八幡市堀上町
滋賀県立八幡工業高等学校	近江八幡市西庄町
滋賀県立八幡商業高等学校	近江八幡市宇津呂町
滋賀県立草津東高等学校	草津市西渋川二丁目

第1条から第18条まで 略

(寒冷地手当)

第19条 毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)において次に掲げる職員のいずれかに該当する職員に対しては、寒冷地手当を支給する。

(1) 長浜市の区域(平成16年12月1日現在における余呉町の区域に限る。)に在勤する職員

(2) 略

2 および 3 略

第19条の2から第25条まで 略

付 則

第1項から第14項まで 略

本則および付則 省略

別表第1 省略

別表第2 高等学校の名称および位置(第3条関係)

名 称	位 置
略	
滋賀県立長浜北高等学校	長浜市山階町
滋賀県立虎姫高等学校	長浜市宮部町
滋賀県立伊香高等学校	長浜市木之本町木之本
滋賀県立長浜農業高等学校	長浜市名越町
滋賀県立長浜北星高等学校	長浜市地福寺町
滋賀県立八幡高等学校	近江八幡市堀上町
滋賀県立八幡工業高等学校	近江八幡市西庄町

滋賀県立草津高等学校	草津市木川町砂池
滋賀県立玉川高等学校	草津市野路東三丁目
滋賀県立湖南農業高等学校	草津市草津町上蓮田
滋賀県立守山高等学校	守山市守山三丁目
滋賀県立守山北高等学校	守山市笠原町
滋賀県立栗東高等学校	栗東市小野
滋賀県立国際情報高等学校	栗東市小野
滋賀県立水口高等学校	甲賀市水口町梅が丘
滋賀県立水口東高等学校	甲賀市水口町古城が丘
滋賀県立甲南高等学校	甲賀市甲南町寺庄
滋賀県立信楽高等学校	甲賀市信楽町長野
滋賀県立野洲高等学校	野洲市行畑二丁目
滋賀県立石部高等学校	湖南市丸山二丁目
滋賀県立甲西高等学校	湖南市針
滋賀県立高島高等学校	高島市今津町今津
滋賀県立安曇川高等学校	高島市安曇川町西万木
滋賀県立八日市高等学校	東近江市八日市上之町
滋賀県立能登川高等学校	東近江市伊庭町
滋賀県立八日市南高等学校	東近江市春日町
滋賀県立伊吹高等学校	米原市朝日
滋賀県立米原高等学校	米原市西円寺
滋賀県立日野高等学校	蒲生郡日野町大字上野田
滋賀県立愛知高等学校	愛知郡愛荘町愛知川
滋賀県立虎姫高等学校	東浅井郡虎姫町大字宮部
滋賀県立伊香高等学校	伊香郡木之本町大字木之本

滋賀県立八幡商業高等学校	近江八幡市宇津呂町
滋賀県立草津東高等学校	草津市西渋川二丁目
滋賀県立草津高等学校	草津市木川町砂池
滋賀県立玉川高等学校	草津市野路東三丁目
滋賀県立湖南農業高等学校	草津市草津町上蓮田
滋賀県立守山高等学校	守山市守山三丁目
滋賀県立守山北高等学校	守山市笠原町
滋賀県立栗東高等学校	栗東市小野
滋賀県立国際情報高等学校	栗東市小野
滋賀県立水口高等学校	甲賀市水口町梅が丘
滋賀県立水口東高等学校	甲賀市水口町古城が丘
滋賀県立甲南高等学校	甲賀市甲南町寺庄
滋賀県立信楽高等学校	甲賀市信楽町長野
滋賀県立野洲高等学校	野洲市行畑二丁目
滋賀県立石部高等学校	湖南市丸山二丁目
滋賀県立甲西高等学校	湖南市針
滋賀県立高島高等学校	高島市今津町今津
滋賀県立安曇川高等学校	高島市安曇川町西万木
滋賀県立八日市高等学校	東近江市八日市上之町
滋賀県立能登川高等学校	東近江市伊庭町
滋賀県立八日市南高等学校	東近江市春日町
滋賀県立伊吹高等学校	米原市朝日
滋賀県立米原高等学校	米原市西円寺
滋賀県立日野高等学校	蒲生郡日野町大字上野田
滋賀県立愛知高等学校	愛知郡愛荘町愛知川

滋賀県立虎御前山教育キャンプ場の設置および管理に関する条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、野外における集団生活を通じて青少年の心身の健全な発達を図るため、滋賀県立虎御前山教育キャンプ場(以下「教育キャ

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、野外における集団生活を通じて青少年の心身の健全な発達を図るため、滋賀県立虎御前山教育キャンプ場(以下「教育キャ

ンプ場」という。)を東浅井郡虎姫町大字中野に設置する。
(以下省略)

ンプ場」という。)を長浜市中野町に設置する。
(以下省略)

滋賀県警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例

警察法(昭和29年法律第162号)第53条第4項および警察法施行令(昭和29年政令第151号)第5条の規定に基づき、警察署の名称、位置および管轄区域を次のとおり定める。

警察法(昭和29年法律第162号)第53条第4項および警察法施行令(昭和29年政令第151号)第5条の規定に基づき、警察署の名称、位置および管轄区域を次のとおり定める。

名 称	位 置	管轄区域
		(中略)
滋賀県 長浜警察署	長浜市	<u>長浜市</u> <u>東浅井郡 虎姫町、湖北町</u>
滋賀県 木之本警察署	伊香郡 木之本町	<u>伊香郡 木之本町、高月町、余呉町、西浅井町</u>

名 称	位 置	管轄区域
		(中略)
滋賀県 長浜警察署	長浜市	<u>長浜市のうち、</u> <u>滋賀県木之本警察署の管轄区域を除く区域</u>
滋賀県 木之本警察署	長浜市	<u>長浜市のうち、</u> <u>木之本町木之本、木之本町廣瀬、木之本町田部、木之本町千田、木之本町黒田、木之本町大音、木之本町飯浦、木之本町山梨子、木之本町西山、木之本町田居、木之本町北布施、木之本町赤尾、木之本町杉野、木之本町杉本、木之本町音羽、木之本町金居原、木之本町古橋、木之本町川合、木之本町石道、木之本町小山、木之本町大見、高月町保延寺、高月町持寺、高月町尾山、高月町洞戸、高月町井口、高月町雨森、高月町高野、高月町柏原、高月町渡岸寺、高月町馬上、高月町東物部、高月町横山、高月町唐川、高月町森本、高月町落川、高月町高月、高月町宇根、高月町西物部、</u>

高月町東高田、高月町布施、高月町東阿閉、高月町西阿閉、高月町東柳野、高月町柳野中、高月町西柳野、高月町重則、高月町松尾、高月町西野、高月町熊野、高月町磯野、高月町片山、余呉町坂口、余呉町下余呉、余呉町中之郷、余呉町川並、余呉町八戸、余呉町下丹生、余呉町上丹生、余呉町摺墨、余呉町鷺見、余呉町尾羽梨、余呉町針川、余呉町菅並、余呉町小原、余呉町田戸、余呉町奥川並、余呉町中河内、余呉町椿坂、余呉町柳ヶ瀬、余呉町東野、余呉町今市、余呉町国安、余呉町新堂、余呉町文室、余呉町池原、余呉町小谷、西浅井町塩津浜、西浅井町岩熊、西浅井町祝山、西浅井町野坂、西浅井町塩津中、西浅井町余、西浅井町横波、西浅井町集福寺、西浅井町沓掛、西浅井町月出、西浅井町八田部、西浅井町山田、西浅井町小山、西浅井町大浦、西浅井町菅浦、西浅井町庄、西浅井町中、西浅井町山門および西浅井町黒山の区域ならびに湖北町石川と高月町片山との境界線が琵琶湖岸に接する地点から湖北町延勝寺と高月町片山との境界線が琵琶湖岸に接する地点まで引いた線以北の琵琶湖の区域および湖北町延勝寺と西浅井町菅浦との境界線が琵琶湖岸に接する地点から北緯35度25分57秒5646東経136度6分58秒9438の地点まで引いた線以北の琵琶湖の区域

(以下省略)

(以下省略)

滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

本則、付則、別表第 1 および別表第 2 省略

別表第 3 (第10条関係)

大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市および米原市ならびに蒲生郡、愛知郡、犬上郡(不動産登記法(平成16年法律第123号)第35条に規定する地番区域および地番によつて表示された昭和59年12月1日現在における多賀町大字萱原字下山2番8を除く。)東浅井郡および伊香郡の各区域

本則、付則、別表第 1 および別表第 2 省略

別表第 3 (第10条関係)

大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市および米原市ならびに蒲生郡、愛知郡、および犬上郡(不動産登記法(平成16年法律第123号)第35条に規定する地番区域および地番によつて表示された昭和59年12月1日現在における多賀町大字萱原字下山2番8を除く。)の各区域